

# 国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度 (J-クレジット制度) 基本文書の改定案について (概要)

環境省大臣官房環境経済課市場メカニズム室

令和7年9月11日

## 1. 改定の対象

- A) 実施規程 (プロジェクト実施者向け) Ver.11.3 (案) [Ver.11.2 を Ver.11.3 に改定]
- B) 実施規程 (プログラム型プロジェクト用) Ver.1.3 (案) [Ver.1.2 を Ver.1.3 に改定]
- C) 方法論 EN-S-040 (ポルトランドセメント配合量の少ないコンクリートの使用) Ver.4.4 (案)  
[Ver.4.3 を Ver.4.4 に改定]
- D) 方法論 IN-006 (CO<sub>2</sub> 吸収型コンクリートの使用) Ver.1.1 (案) [Ver.1.0 を Ver.1.1 に改定]
- E) 方法論 IN-007 (バイオ炭使用型コンクリートの使用) Ver.1.1 (案) [Ver.1.0 を Ver.1.1 に改定]
- F) 方法論 AG-004 (バイオ炭の農地施用) Ver.2.4 (案) [Ver.2.3 を Ver.2.4 に改定]

## 2. 改定の背景

今般、J-クレジット制度に関連する状況等の動向を踏まえ制度を改善するため、今回意見公募対象とした基本文書について改定の検討がなされ、改定案を作成したところ。

## 3. 改定の要点

- (1) 「1. 改定の対象」の A~F における、認証対象期間が適用されないプロジェクトの認証申請期限の設定
  - 「本方法論に基づくプロジェクトには、J-クレジット制度実施要綱における認証対象期間は適用されない」と定めている方法論 (EN-S-040、IN-006、IN-007、AG-004) に基づくプロジェクトでは、実施規程 (プロジェクト実施者向け及びプログラム型プロジェクト用) の「認証対象期間の終了日から 1 年を経過した日以降に、認証申請することはできない」という規定が適用されず、認証申請期限が定められない状態であるため、上記の 4 方法論に「認証の申請は、プロジェクト登録の申請のあった日から 1 年 (プログラム型プロジェクトの場合は申請対象となる個別活動の入会申込日から 2 年) を経過した日以降に行うことはできない」との規定を追加し、実施規程の上記箇所には「方法論で別途定める場合を除き」と加筆する。
  - 上記の 4 方法論に基づき登録済みのプロジェクト (全てプログラム型プロジェクト) についても、本件改定後に新規入会する個別活動には前述の認証申請期限を適用し、入会済みの個別活動は本件改定から 2 年以内を認証申請期限とする規定を、実施規程 (プログラム型プロジェクト用) に追加する。
- (2) 「1. 改定の対象」の B における、プログラム型プロジェクトにおける方法論・モニタリング項目共通要件の明確化
  - プログラム型プロジェクトについては「全ての個別活動に適用される方法論、及び主要排出・吸収量の算定に用いる活動量のモニタリング項目が共通であること」が定められているが、附属書等に基づきエネルギー効率の考え方について他の方法論を参照する場合には、その参照先方法論も共通しているべきところ、そのような言及がないので、「参照する方法論も共通であることが必要である」との規定を追加する。

- また、「活動量のモニタリング項目」について、どこまでの粒度で「共通であること」を求めるかが定かでないので、①投入量（電力使用量、燃料使用量等）、②産出量（生成熱量、温水・蒸気量、冷・熱媒の加熱量等）、③原単位を設定するための項目（投入エネルギー量及び生産量等）のいずれをモニタリングするかが共通であればよい旨を明記する。
- 併せて、ある項目の数量（例えば照明設備の電力使用量）を直接モニタリングする場合と、それを別の数量（定格消費電力と稼働時間）から概算する場合とは、いずれも同一の項目（電力使用量）をモニタリングしていると思し得ることを、補足説明する。

#### **4. 施行日**

- 「1. 改定の対象」のA～Fについて、令和7年10月下旬の施行を予定。

以上